

津々たり、史上の價值少からずといふべし。（完）

附記。此の稿は既成りしは昨夏にあり、今此れを公やけにするに際して、「通報」誌上ペイヨ氏の記する所によりて碩學シャブンヌ氏が、本年既に此れが解説を發表せしことを知れり、(T'oung Pao. Vol. XIII. No. 2.)本文中に述べたるが如く、氏は前より此の墓誌に注意せしことなれば、思ふに其の研究も甚だ出色のものあるべし、されど今俄かに此れを見るを得ざる以て、暫らく舊稿を茲に掲げ、他日の改訂を期せんとす。

但だペイヨ氏の言ふ所によれば、シャブンヌ氏は此の碑を建設したるものを見て闕特勤と見たりと、これ即ち「家兄」の語を解釋して「私の兄」と見たるに據るものにして、「家兄卽三十姓天上得毗伽煞可汗也」と記さるゝを以て、此の碑を建てしものは其の弟たる闕特勤ならざる可らずとするものなり、此の語は余も亦た甚だ解釋に苦しみたる所なれども、此れを闕特勤と解する迄の考には達せざりき、今にして尙ほ余の考を更たむべき理由を知らざると共に、ペイヨ氏の高識が余輩と同一の見解を施したるを喜ばざる可らず。

ペイヨ氏はまた「阿史得覓覓は、動亂中に死し、其の妻は來りて宮闈に入れり」と解釋したるが如きも、此れも余の同ずる能はざる所なり、既に覓覓が本國の動亂に死したるものならば、何が故に「家聾犯法、身入宮闈」なる記事を生ずべきや、「委命南奔」は、もとより藩落分崩の爲に命を委したるものにはあらず、命を委ねて南方唐に走りしものなるは明らかなり。

ペイヨ氏又た公主の死を以て、恐らく自殺せしものならんといふ、而して其の理由は余が述べたるが如く、